

# 令和8年度 子どもの居場所づくり等推進事業補助金 募 集 要 項

尼崎市では、市内の子ども食堂及び子どもの居場所づくりに取り組む実施団体等のみなさまに対し、子どもの居場所づくり等事業に必要な経費の一部を補助します。

	募集受付期間 ※1	補助対象期間 ※2	実績報告期間
①第1期	令和8年4月1日 ～ 令和8年5月29日	令和8年4月1日 ～ 実績報告日	事業完了日 ～ 令和9年3月31日
②第2期	令和8年6月1日 ～ 令和8年12月28日	交付申請日 ～ 実績報告日	

※1 募集受付期間に関わらず、予算がなくなり次第受付を終了します。

※2 第1期は交付決定後、4月1日に遡って補助対象期間となり、第2期は交付決定後、交付申請日に遡って補助対象期間となります。ただし、いずれも市からの交付決定通知をもって正式に補助事業であることが確定するため、確定前の支出については、ご注意ください。

補助金額	子ども食堂	2,000 円×活動回数（年間上限額:10万円）
	子どもの居場所	1,000 円×活動回数（年間上限額:5 万円）
	子ども食堂 + 子どもの居場所 ※3	2,000 円×活動回数（年間上限額:10万円） + 1,000 円×活動回数（年間上限額:5 万円）

※3 詳細は「3 区分及び補助基準額」を参照。

## 【問い合わせ先】

尼崎市 こども青少年局 子どもの育ち支援センター こども青少年課  
兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマブラリ3階

電話番号:06-6423-9996 ファクス番号:06-6409-4355

Eメール:ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp

## 1 趣 旨

子ども食堂及び子どもの居場所づくりに取り組む実施団体等のみなさまに対し、子どもの居場所づくり等事業に必要な経費を補助することで、安定的・継続的な活動を支援するとともに、子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所等の開催回数を増やすことにより、子どもの見守りを強化することを目的としています。 ※子ども…乳幼児期から思春期(概ね18歳)の人を指します。

## 2 募集期間及び補助対象期間等について

第1期及び第2期に分けて募集します。ただし本事業にかかる予算がなくなり次第終了となりますので、募集期間中であっても、受付を終了することがございます。ご注意ください。

また、第1期は交付決定後、4月1日に遡って補助対象期間となり、第2期は交付決定後、交付申請日に遡って補助対象期間となります。ただし、いずれも市からの交付決定通知をもって正式に補助事業であることが確定するため、確定前の支出については、ご注意ください。

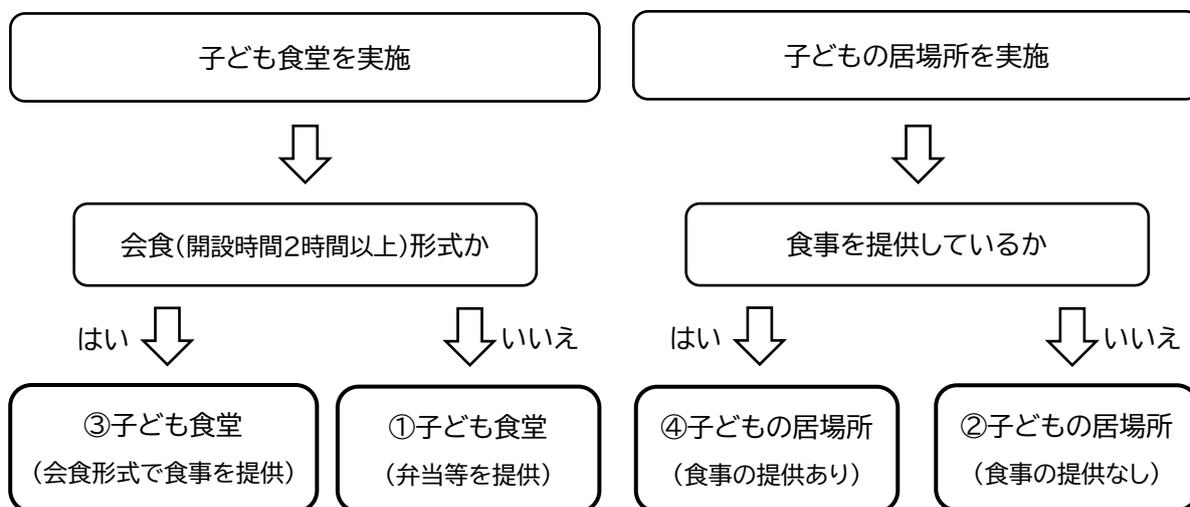
時 期	募集受付期間	補助対象期間	実績報告期間
第 1 期	令和8年4月1日～ 令和8年5月29日	令和8年4月1日～ 実績報告日	事業完了日～ 令和9年3月31日
第 2 期	令和8年6月1日～ 令和8年12月28日	交付申請日～ 実績報告日	

## 3 区分及び補助基準額

1 申請者あたり、申請できるのは A から C のいずれか1区分のみで、かつ、申請できるのは、1 事業(施設)のみです。区分変更を行う場合は、手続きが必要です。

区分については、下記をご参考ください。

### 【参考】



区 分		補助基準額	上限額 (年間)
A	① 子ども食堂(弁当等を提供)	2,000円×活動回数(上限:50回)	10万円
B	② 子どもの居場所(食事の提供なし)	1,000円×活動回数(上限:50回)	5万円
C	③ 子ども食堂(会食形式で食事を提供)	3,000円×活動回数(上限:50回)	15万円
	④ 子どもの居場所(食事の提供あり)		
	①子ども食堂(弁当等を提供) +②子どもの居場所(食事の提供なし)	2,000円×活動回数(上限:50回) +1,000円×活動回数(上限:50回)	
	①子ども食堂(弁当等を提供) +④子どもの居場所(食事の提供あり)	2,000円×活動回数(上限:50回-a) +3,000円×活動回数(a)(上限:50回)	
	③子ども食堂(会食形式で食事を提供) +②子どもの居場所(食事の提供なし)	3,000円×活動回数(a)(上限:50回) +1,000円×活動回数(上限:50回-a)	
	③子ども食堂(会食形式で食事を提供) +④子どもの居場所(食事の提供あり)	3,000円×活動回数(a)(上限:50回) +3,000円×活動回数(上限:50回-a)	

#### 4 補助金額について

補助金額は次に掲げる金額のうち、最も少ない金額。100円未満の端数は切り捨てとします。

- (1) 補助対象経費の総額(支出合計) - (利用者からの料金収入 + 寄附金 + 他補助金)
- (2) 補助基準額
- (3) 上限額

#### 5 補助対象となる事業について

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる定義及び要件を全て満たしているものとします。

	定義	要件	
		共通	個別
子ども食堂	尼崎市内で子どもたちに対し、無料または安価で食事を提供するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尼崎市在住の主に子どもを対象とした活動であること。</li> <li>・ 広く開放されていること。(市のホームページ等において活動の内容、場所、時間、対象、連絡先等を公開することに同意すること。)</li> <li>・ 支援が必要な子どもを把握した場合、必要に応じて、尼崎市子どもの育ち支援センターいっしあを含めた関係機関につなげるなど、協力すること。</li> <li>・ 概ね月1回以上、定期的で開催すること。(ただし、定期的には開催されなくても、夏休み等学校の長期休業期間に集中的に実施するのはこれに含む。)</li> <li>・ 開設中は、事故やケガ等の防止策を行い、十分な安全配慮を講ずること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもへの食事を、1月あたり10食以上準備すること。ただし、単にお菓子やジュース等のみの提供は対象としない。</li> <li>・ 食中毒予防など衛生管理を講ずること。</li> <li>・ 利用料は、無料または材料費等の実費相当額の範囲内とすること。</li> </ul>
子どもの居場所	尼崎市内で子どもたちが大人の見守りのもと、気軽に立ち寄り、安全に安心して過ごせる居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回あたり2時間以上開設していること。</li> <li>・ スタッフが開設時間内に常駐していること。</li> <li>・ 原則、無料で利用できること。ただし、工作等の事業を実施し、材料費が掛かる場合は、実費相当額の範囲内で利用料を設定することも可とする。</li> <li>・ 子どもの居場所として広く開放されていること。</li> </ul>	

## 6 補助対象外となる事業について

上記5に掲げる定義及び要件を全て満たしている場合であっても、次のいずれかに該当する場合は補助対象外となります。

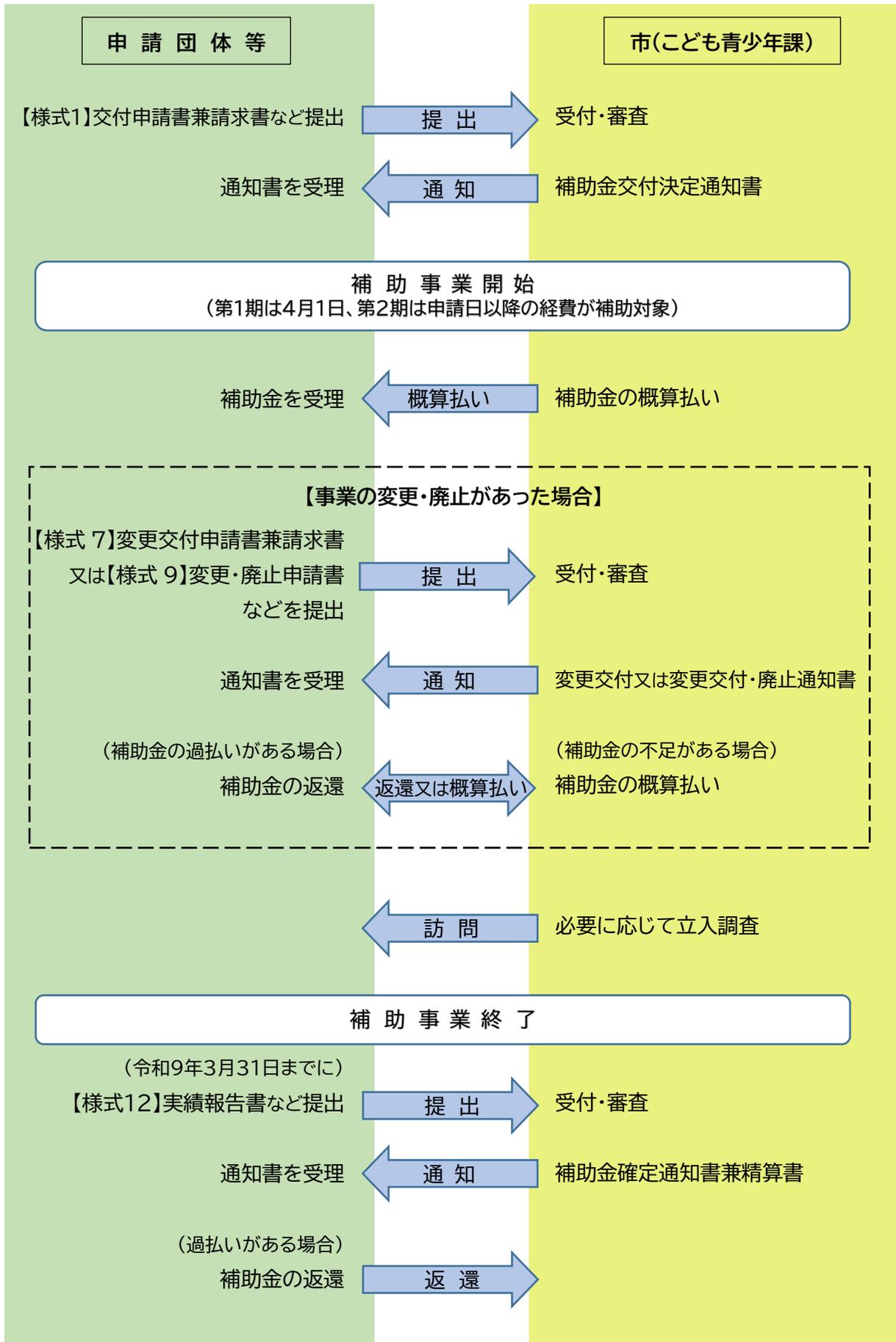
- (1) 政治活動又は宗教活動並びにこれらに類する活動
- (2) 公序良俗に反する活動
- (3) 営利を目的とする活動
- (4) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動
- (5) 交付申請年度において、国、県、市などの公的機関から他制度による補助金(物価高騰対応など臨時的補助金を除く)又は委託を受けている活動
- (6) 交付申請前年度において、国、県、市などの公的機関から補助金を受けていた活動であり、かつ当該補助金返還の未納付がある場合
- (7) 代表者、役員その他団体の意思決定に関与する立場である者が市と利益相反関係にある
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体が行う活動

## 7 補助対象経費

子ども食堂や子どもの居場所の活動に必要な経費のうち、下記のものについて補助します。

項目	内容	対象外経費(例)
施設等使用料	会場の使用料	建物等の賃借料
食材購入経費	食材の購入に要する経費 (市販の弁当や参加者に配布・提供するレトルト・缶詰、お菓子、飲み物なども含む)	スタッフ用の飲み物やお菓子などの購入に要する経費
消耗品費	購入金額 1品1万円未満のもの	購入金額 1品1万円以上のもの
行事保険料・食品衛生責任者養成講習会経費	行事保険料(スタッフ、参加者用)、食品衛生責任者養成講習会受講料	食品衛生責任者養成講習会に係る交通費
その他	事業周知のための印刷費	スタッフに係る経費(人件費・交通費等)、電話料金、光熱水費、その他活動に関係のない経費

## 8 補助金の申請から交付、精算までの流れ



## 9 申請について

募集期間内に次の(1)～(5)の書類をそろえて、こども青少年課まで E メール又は郵送、持参のいずれかでご提出ください。

書類作成にあたり、ご不明な点等があれば、こども青少年課までお問合せください。

- (1) 子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号-1)(区分 A の場合)  
(様式第3号-2)(区分 B の場合)  
(様式第3号-3)(区分 C の場合) ※ いずれかを添付ください。
- (4) 団体構成員(スタッフ)名簿(様式第4号又は任意の様式)
- (5) 食品関係の営業届出制度に基づく営業届の写し又は営業許可証の写し(直営で 1 回 20 食程度以上の食事を提供する子ども食堂の場合のみ)

### 【注意事項】

- ・ 審査にあたり、書類に不備や不足がある場合は、再度提出を求めることがあります。
- ・ 提出された書類等については返却できません。また原則として尼崎市情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。
- ・ 募集期間後の申請は受け付けできませんので、期限厳守をお願いします。また、受付時又は受付後に書類の不備等が判明した場合は、当該募集期間中での交付決定が行えず、補助対象期間が変更となることもあるため、期間に余裕をもってお申し込みください。
- ・ 本事業にかかる市の予算がなくなり次第、申請は終了となります。

## 10 補助金の交付について

提出された申請書について、申請内容が補助金の交付対象条件に適合するものであるか市で審査を行います。適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付決定通知書を通し、概算払いで補助金を交付します。なお、概算払いでの支払いのため、補助事業完了後に精算し、補助金の過払いがあった場合は返還いただきます。

### 【注意事項】

- ・ 交付決定通知書に記載する補助対象期間外で発生した経費は補助対象外となります。
- ・ 審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、子どもの居場所づくり等推進事業補助金不交付決定通知書を通します。

## 11 事業の変更、廃止等がある場合

補助金の交付決定後、事業内容の変更や廃止により、補助金の交付額に変更が生じる場合は、事前に以下の申請書を提出していただく必要があります。

### (1) 事業内容の変更により、補助金の交付額の増額を希望する場合

補助金の交付決定後、事業内容の変更により補助金の交付額の増額を希望する場合は、本事業に係る市予算の範囲内において増額を行うことが可能なため、まずは、こども青少年課へお問い合わせください。増額が可能な場合は、次のア～イの書類をそろえて、こども青少年課までEメール又は郵送、持参のいずれかでご提出ください。市は、提出された申請内容について審査し、補助金の追加の交付を決定した場合、追加分の補助金を概算払いで交付します。

ア 子どもの居場所づくり等推進事業補助金変更交付申請書兼請求書(様式第7号)

イ 交付申請時に提出した書類のうち、変更のあるもの(事業計画書、収支予算書など)

### (2) 事業内容の変更又は事業の廃止により、補助金の交付額を減額しなければならない場合

補助金の交付決定後に、事業内容を変更又は廃止するため、補助金の交付額を減額しなければならない場合は、子どもの居場所づくり等推進事業補助金変更・廃止申請書(様式第9号)を提出していただく必要があります。これにより、補助金の過払いが生じた場合、補助金の一部又は全額を速やかに返還してください。

なお、軽微な変更であれば申請は不要とし、事業完了後の実績報告書にて精算を行い、その後補助金の返還をしていただきます。

## 12 交付決定の取消し等について

補助金の交付決定後、次に掲げる場合には、補助金の交付決定の内容の全部若しくは一部を変更又は取り消しさせていただきます。また、取り消しに係る部分の補助金については、速やかに返還させていただきます。

- ① 補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
- ② 子どもの居場所づくり等推進事業補助金要綱内の定義や要件を満たさなかった場合
- ③ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- ④ 子ども及びスタッフの安全配慮義務に違反した場合
- ⑤ 申請内容の虚偽、そのほか国や県、その他類似する制度(補助金、委託金等)の要綱や規程に違反していることが判明した場合
- ⑥ 立ち入り調査等において、活動実態が把握できなかった場合
- ⑦ 補助対象者が補助事業の中で暴力、暴言、ハラスメントなど不適切な行為があったと認められた場合
- ⑧ 補助金の交付決定内容、これに付した条件、命令又は法令に違反した場合

### 13 実績報告について

補助事業完了後、令和9年3月31日までに、次の(1)～(6)の書類をそろえて、こども青少年課まで郵送又は持参のいずれかでご提出ください。

- (1) 子どもの居場所づくり等推進事業補助金実績報告書(様式第12号)
- (2) 収支決算書(様式第13号-1)(区分 A の場合)  
(様式第13号-2)(区分 B の場合)  
(様式第13号-3)(区分 C の場合) ※いずれかを添付
- (3) 領収書、レシート(様式第 13号-4又は任意の様式に貼り付け)
- (4) 活動回数等報告書(様式第14号-1)(区分 A の場合)  
(様式第14号-2)(区分 B の場合)  
(様式第14号-3)(区分 C の場合) ※いずれかを添付
- (5) 事業実施が分かるもの(事業活動時の写真、ちらし、メニュー表など)

### 14 補助金額の確定及び精算について

提出された実績報告書が補助金の交付対象条件に適合するか市で審査を行います。審査後、交付すべき補助金の額を確定し、子どもの居場所づくり等推進事業補助金確定通知書兼精算書にて、補助金交付確定額及び精算額を通知します。概算払いで既に受け取っている補助金の金額が、補助金交付確定額を超えている場合は、超過分を期日までに市に返還していただきます。

#### 【注意事項】

- ・ 審査にあたり、書類に不備や不足がある場合は、再度提出を求めることがあります。
- ・ 提出された書類等については返却できません。また原則として尼崎市情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。
- ・ 審査の結果、補助金の交付対象条件に適合しない場合は、子どもの居場所づくり等推進事業補助金の一部又は全額を返還していただきます。

### 15 その他留意事項について

- ・ 騒音対策や駐輪スペースの遵守などに配慮し、必要に応じて近隣住民へ十分な説明を行うなど、事業の理解を得られるよう努めてください。
- ・ 食事の提供にあたっては、保健所の指導内容を遵守の上、衛生管理を徹底し、食中毒などの発生がないよう、十分に注意して食品を取り扱ってください。
- ・ 補助金の適正な執行を期するため、立入調査を実施する場合があります。
- ・ 市のホームページ等で、名称、住所、開催日時、開催内容、利用料金、連絡先等を公開します。

以上